

シャッターチャンス!

生涯学習センター(こもれびの森) 入館者50万人達成!

6/6 生涯学習センター(こもれびの森)

平成30年10月1日に開館した生涯学習センター(こもれびの森)が入館者50万人を達成しました!

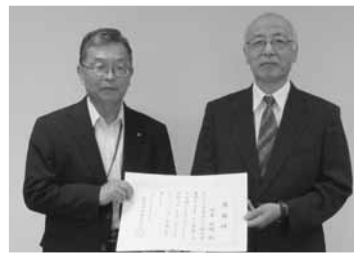
記念すべき50万人目の入館者となった市内にお住まいの山下さんご家族には、藤井市長から記念品が贈呈されました。



教育委員会から 感謝状を贈呈しました!

5/19 教育長室

長年にわたり文化財保護審議会委員としてご活躍された鈴木 敏昭 さんに教育委員会から感謝状が贈呈されました。



ご存じですか? 国民年金独自給付

① 付加年金

国民年金第1号被保険者のかたが国民年金保険料に月額400円の付加保険料を加えて納めると、65歳からの老齢基礎年金と併せて受給できます。

付加年金は、老齢基礎年金を受給している限り支給されます。

付加年金額(年額)

200円×付加保険料を納めた月数

対象者

- ・国民年金第1号被保険者
- ・国民年金任意加入者

(保険料を免除されているかたや国民年金基金に加入しているかたは利用できません。)

② 寡婦年金

国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなった場合に、10年以上婚姻関係が継続していて、夫によって生計を維持していた妻に60歳～65歳の間支給されます。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者であった場合や老齢基礎年金を受給していたとき、また、妻自身が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合は支給されません。

寡婦年金額

夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。

③ 死亡一時金

国民年金第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上あるかたが老齢基礎年金や障害基礎年金を受給しないまま亡くなった場合、生計を同一にしていた遺族に支給されます。請求できる遺族は、①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹で、丸数字は受けられる順位です。

なお、遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合には支給されません。

死亡一時金額

保険料を納めた月数に応じた額(12万円～32万円)です。なお、付加保険料を納めた期間が36月以上ある場合は、8,500円が加算されます。

※寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択することになります。

④ 脱退一時金

日本国籍を有しない外国人が国民年金第1号被保険者として保険料を納めた月数が6月以上あり、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合、出国した日から2年以内に請求すれば支給されます。

ただし、日本に住所があるかたや障害基礎年金などの年金の受給権を有したことがあるかたには支給されません。

脱退一時金額

保険料を納めた月数に応じて支給されます。

問合せ

春日部年金事務所 ☎048(737)7112 市保険年金課国民年金担当 内線149・140

有料広告の広告主を募集します

媒体	広報しらおか	市公式ホームページ
掲載位置	「広報しらおか」裏表紙下段または紙面の下1段で、市が指定する位置	トップページ下段
掲載期間	令和3年10月号～令和4年3月号	令和3年10月～令和4年3月
申込単位	1か月単位で最大6か月まで	
規格/掲載料(月額)	1枠 縦40 ^{mm} ×横88 ^{mm} /10,000円 2枠 縦40 ^{mm} ×横178 ^{mm} /20,000円 ※2枠以上の掲載を希望の場合は、応相談。	1枠 縦44px×横180px 4キロバイト以内/10,000円
印刷方法	青黒二色刷・広告枠は実線で表記	-
申込期間	7月1日(木)～21日(水)	
申込方法	提出書類を秘書広報課に持参、郵送またはメールで。	
提出書類	①白岡市有料広告掲載申込書、②白岡市有料広告掲載申込書添付資料、③広告の原稿 ①及び②については、市公式ホームページからダウンロードできます。 URL http://www.city.shiraoka.lg.jp/2823.htm	

- 広告の掲載は市内事業者優先かつ受付順となります。
- 掲載できない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- 次回の募集(令和4年4月以降掲載分)は、令和4年1月頃に広報しらおか及び市公式ホームページなどでお知らせします。

申込み・問合せ

秘書広報課広聴広報魅力発信担当 内線393・394 ✉ hisyo@city.shiraoka.lg.jp